

批准促進方ヲ勧告セルカ右批准完了セハ蘇聯ハ東方ニ注意ハ傾ケ得ヘク好都合ナリ」ト吹聴シ居タル趣ニテ同公使ハ若シ右勸告力事實ナリシトセハ北支方面ノ情勢等ニ付憂慮中ノ英ニ對シ蘇カ之ヲ示唆セルニ依ルカト思ハレ又之ヲ吹聴セルハ英トスク迄ニ密接ニ聯絡アルヲ諸小國側ニ宣傳スル爲ナリシカト想像セラルト述ヘ蘇ノ動靜ニ付自分等ハ常

ニ深キ關心ヲ有スル故ニ今後何等御聞込アラハ伺ヒ度シト

依頼セリ

右蘇大使ノ言動ノ動機及其ノ内容ノ眞偽ニ付相當疑問ヲ存スルモ不取敢電報ス

佛、波ヘ轉電シ在歐洲各大使ヘ暗送セリ

~~~~~

## 2 安全保障問題をめぐるソ連の動向

77 昭和10年1月23日

在仏国佐藤大使より  
広田外務大臣宛(電報)

**小協商諸国代表との晩餐の席において独國および  
ポーランド不参加でも東欧口カルノ案は放棄しない  
旨仮国外相声明との譲報者よりの情報について**

パリ 1月23日後発  
本省 1月24日前着

第二九號

今回ノ理事會ヲ機會ニ「ラバール」外相及小協商國代表等  
トノ間ニ行ハレタル交渉ニ關シ諜報者内報左ノ通

理事會前小協商國ハ「ユーゴー」ノLoublianaニ於テ十一  
日會合一應羅馬佛伊協定ニ贊同シ各自ノ主張ハ墺太利協定  
交渉ノ際ニ讓ルコトヲ申合セタルカ今回ノ理事會ヲ機會ニ  
小協商國代表ハ巴爾幹協定國<sup>代表</sup>協定及「リトビノフ」ト共ニ  
「ラ」外相カ佛伊協定ノ結果其ノ友邦ヲ忘レ一昨年ノ羅馬

四國協定ノ轍ヲ踏ミ軍縮問題等ニテ意外ノ讓歩ヲナシ條約  
改訂論者ニ引摺ラル無キヤヲ危フミ同外相ニ對シ頻りニ  
三 欧州政況

其ノ眞意ヲ追求シ「チチュレスコ」ノ如キ伊國ノ友邦ハ洪牙利ノミナルニ反シ佛國ノ友邦ハ數國アリテ較ヘモノニナ

ラストテ慎重ナル態度ニ出ツヘキコトヲ説ク所アリシカ結局十八日ニ至リ「ラ」ハ前記諸國代表トノ晩餐ニ於テ假令獨波兩國カ參加セサルモ東歐「パクト」案ヲ放棄セス又軍縮ニ付テハ獨逸カ聯盟及軍縮會議ニ復歸シ東歐協定及墺太利協定ニ參加シ且佛國及伊國ノ兩國ニ對シ軍備上ノ優勢ヲ認ムルニ非サル限り(此ノ最後ノ點ハ羅馬會議ノ結果ナリ)獨逸ノ再軍備ヲ認ムル能ハスト言及シ安心ヲ與ヘタル由ナリ

在歐洲各大使、智、波、羅、希、「ラトビヤ」、壽府ヘ暗送セリ  
~~~~~

78 昭和10年3月28日 在英國松平大使より
広田外務大臣宛(電報)

英國國璽尚書の訪ソは歐洲の平和維持に關す
る協議のためであり東洋の問題を論ずる趣旨

ではないとの英國大蔵次官の説明について

ロンドン 3月28日後発
本省 3月29日前着⁽¹⁾第一一七號(極秘)

二十七日「フィツシャー」ト會談ノ際「トイ」ノ述ヘタル所ニテ御参考トナルヘキ點左ニ報告ス
「イーデン」カ露ヲ訪問スルコトハ歐洲ノ平和確保ニ關スル問題ニ限り決シテ東洋ノ問題ヲ論スル趣旨ニハ非サルニ付此ノ點ハ日本ニテ特ニ誤解無キ様願度シ

「サイモン」ノ獨逸行ハ獨逸カ果シテ如何ナル眞意ヲ懷ケルモノナリヤヲ確カメントスルニアリ自分等ノ見ル所ニテハ歐洲ニ於テ再ヒ戰爭ヲ開始セントスルモノハ佛伊又ハ露ニ非ス歴史的ニ見テ獨逸力最危險ナル國ト考ヘ居レルニ付英國ニテモ獨逸ニ對シテハ警戒シ居レリ海軍問題ニ付テハ

何等論議セサル方針ニテ専門家ヲモ連レサリキ
二支那ノ門戶開放機會均等ニ關シ在支英商人等ヨリ屢々政府ニ對シ積極的處置ヲ執ランコトヲ勸メ來ルモノアレトモ自分ハ(イ)支那ニ於テハ日本カ地理的ニ優勢ノ地位ヲ占ムルハ當然ノコトナリ(ロ)支那ノ市場ハ日英兩國カ同時ニ通商ヲ

第一〇三號(極秘)
伯林英獨會談ニ關シ廿七日諜報者内報左ノ通
廿三日ノ巴里英佛伊會談ニテ佛ハ獨ノ一方的廢棄ノ態度、三十六師團ノ設置ニ對シ強ク反對シ又手續ノ問題トシテ佛伊ヨリ「サイモン」等ノ訪獨ニ不贊成ナルコトヲ明カニシタリ

伯林會談ノ内容ニ付テハ「サイモン」ヨリ「ポンセ」ニ餘り詳シキ話無カリシカ「ヒットラー」ハ率直過キル位ノ態度ヲ以テ東方及「ダニユーブ」協定ニ反對シ二國間協定ヲ主張シ「アンシユリユース」ノ意嚮ヲ仄カシ空軍協定丈ニハ贊成シタル模様ナリ(廿八日ノ「ジュールナル」ハ「ヒットラー」ハ「サ」ニ對シ現役十五萬、海軍四十二萬噸、戰鬪機、爆撃機併セテ四千臺以上ヲ要求シタリト傳フ)佛トシテハ英カ右會談ノ結果如何ナル態度ニ出スルヤヲ見極ムル必要アルモ一方的廢棄ヲ認メサル態度ハ堅持スヘシ今回「ヒ」ノ遣口ハ佛ヲシテ英蘇ノ何レカヲ擇ハサルヘカラサル微妙ナル地位ニ置キタルモノニシテ「チチュレスコ」ハ廿九日來巴シ小協商國ノ名ニ於テ佛ニ迫ルヘシト豫想サルルニモ顧ミ佛ハ其ノ態度ヲ決スル必要ニ迫ラレタリ今ヤ

發展セシムルニ充分ナル廣サアリトノ一點ニ基キテ彼等ニ應酬シ居レリ

三、「タイムス」ノ態度ニ付テハ兔角外國ニ於テハ政府ノ機關紙ノ如クニ誤解シ居ラル向アルモ全然然ラス同紙ハ印度問題ニ付テハ政府ヲ支持シ居レルモ極東ノ問題ニ付テハ全然獨自ノ立場ヨリ書キ居レリ極東問題ニ付テハ寧ロ「モーニングポスト」カ政府ト同意見ナリ英國ノ新聞ニ政府ヨリ多少ニテモ壓迫ノ手ヲ加フル時ハ非常ナル危險ヲ釀スコトトナルニ付決シテ壓力ヲ加フルコトヲ得ス是等ノ點ニ關シテハ在東京大使ニモ適宜日本政府ニ傳フル様申送リアリ

79 昭和10年3月28日 在仏國佐藤大使より
広田外務大臣宛(電報)

獨國再軍備宣言および英国外相の獨國訪問の結果仏國側は対ソ提携強化を迫られる見込み

との諜報者からの情報について

パリ 3月28日後発
本省 3月29日前着

二月三日ノ倫敦協定ハ崩サレタルモノト見ルヘク「ラバル」莫斯科訪問ノ上ハ佛蘇軍事協定ヲ署名スルカ如キ段取ト成ルニハ非スマト思ハルカ果シテ輿論ノ大勢力之ニ追隨スベキヤニ付政府モ迷ヒ居ルモノノ如シ

英、米、獨、伊、露ニ轉電シ壽府ヘ暗送セリ

二月三日ノ倫敦協定ハ崩サレタルモノト見ルヘク「ラバル」莫斯科訪問ノ上ハ佛蘇軍事協定ヲ署名スルカ如キ段取ト成ルニハ非スマト思ハルカ果シテ輿論ノ大勢力之ニ追隨スベキヤニ付政府モ迷ヒ居ルモノノ如シ

英国外相および同國國璽尚書との会談においてヒトラーより獨國の兵力量に關する希望等の表明があつた旨同國外相より内話について

ベルリン 3月29日後発
本省 3月30日前着第六七號
「サイモン」伯林訪問ニ付二十七日「ノイラート」外相ノ内話左ノ通

今回ハ單ニ「ヒットラー」ヨリ「サ」及「イーデン」兩氏ニ獨逸ノ態度ヲ左ノ如ク詳細説示セルノミニテ何等商議ニハ入ラス

(一) 兵力量

陸軍ハ先般ノ聲明通り三十六師團ナルカ右ハ歩兵師團機械化師團其ノ他一切ノ兵種ヲ包含ス（中ニ S.S. 一師團警察二師團アリ）空軍ハ隣邦殊ニ蘇佛ノ現状ニ對シテスル必要アリ尙攻究中ナルカ軍用機廢止空爆禁止等モ他國カ斷行セハ獨逸モ喜ンテ應スヘシ海軍ハ現在英ノ一割九分ニ過キサルカ孰レ三割五分迄擴張ノ要アリ右ハ「バルチツク」作戰ヲ目的トス尙「ヒツトラー」ハ若シ隣邦ニシテ真ニ軍縮ヲ斷行セハ獨逸モ應スヘキカ目下ハ露國丈ニテモ陸軍百一師團ニ加フルニ強大ナル空軍ト將ニ擴張セントスル海軍トヲ擁スル以上右兵力量ハ是非必要ナリト附言セル由

(二) 東方協定

共同援助ハ承諾シ得サルモ(一)不侵略ノ約定(二)協議方法ノ協定(三)仲裁(四)侵略國ニ對シ決シテ武力又ハ經濟行動ニ依ル援助ヲ與ヘサル旨ノ消極約定ナラハ多數國間ノ協定ニモ參加起ラサル様右協定成立前ニ何等ノ措置ヲ要スルハ勿論ナリスルノ用意アリ

尙「メーメル」問題ニ付「リスアニア」ト獨逸間ニ爭議ノ起ラサル様右協定成立前ニ何等ノ措置ヲ要スルハ勿論ナリスルノ用意アリ

(三) ダニユーブ 協定

81 昭和10年4月1日 在ソ連邦酒匂臨時代理大使より
廣田外務大臣宛(電報)
ソ連外務人民委員および英國國璽尚書会談においては我が方についても言及されたとの風説あるに
より両名それぞれに確認し共に否定について

モスクワ 4月1日前発
本 省 4月1日後着

(1) 第一十九號(極秘)
往電第一一六號ニ關シ

「エデン」ノ着莫セル頃迄ハ同氏ノ當國訪問ヲ以テ蘇側ノ招請ニ應シタル儀禮的性質ノモノニ過キサルヘシトノ觀察當地一般ニ行ハレ居タルモ「サイモン」ノ伯林會談カ英側ニ不満足ナリシヤノ報道傳ハルト共ニ「エデン」ト「リトヴィノフ」トノ會談カ好結果ニシテ雙方共満足セル模様現ハルニ及ヒ「エ」ノ訪問ニ重キヲ置キ會談内容ニ付テモ種々ノ觀測行ハレ外國通信員間ニハ例へハ日英蘇支四國間ノ不侵略條約問題、滿洲國ノ承認問題、ントスル英蘇間協定問題等ニ付テモ協議セラレタリト爲

對壇内政干渉ヲ禁止スルト云フモ干渉事實ノ有無ヲ判断スルモノハ誰ナリヤ自分ハ「サイモン」ニ對シテ之ノ判定ノ困難ナルハ法學者タル同氏ニ於テ殊ニ了解シ居ル處ナルヘシト繰返シ置キタリ例ヘハ墺太利國民ノ自由意思ニ依ル行動力他ノ利害反對國等ヨリ簡單ニ他國ノ内政干渉ナリト判斷サルルコトハ他國トシテ耐ヘ得サル處ナリ「ヒトラー」氏モ特ニ此ノ點「カ」氏ニ繰返シ説明シタリ
(4) 獨逸ノ聯盟復歸ハ平等權確認ヲ前提トス平等權トハ單ニ現在獨ノ聲明セル兵力量ヲ認ムルニ止マラス將來他ノ主要國同樣植民地及委任統治領等ヲ領有スル權利ヲ享有スルノ意ナリ右様ノ條件ハ仲々佛國側ニテ承認セサルヘキニ付聯盟復歸ハ今ノ處見込ナシ(本使ハ南洋委任統治領ハ何等獨逸ト關係ナキモノト認メ獨逸當局トノ會談ニ於テハ右ニ觸レサルコト致シ居レリ)
(5) 空中協定ハ「ロカルノ」ノ程度ナレハ異存ナキ旨答へ置ケリ云々

英、佛、伊、露ヘ暗送セリ

~~~~~

今回ノ會談ハ双方共何等協定ノ如キモノヲ作ルコトヲ豫見シ居ラサリシハ今更云フ迄モ無シ「エ」カ伯林會談ノ模様ヲ語リ歐洲政局ニ關スル意見ヲ求メタルニ依リ自分ハ率直ニ所見ヲ語リタル迄ナリ尤モ右所見中此ノ際某國ノ節制無キ行動ニ對抗スル何等カノ措置ヲ講セサル限り戰爭ノ危險ニ瀕スル旨ヲ語リ又軍備制限問題ニ關聯シ蘇側トシテハ一

般的軍備制限ノ用意アルハ勿論場合ニ依リテハ極東ニ於ケル軍備ヲ縮少スルコトニ付テモ考慮中ナリト述ヘ居レル旨ヲ告ケ更ニ「リ」ハ本官ノ問ニ對シ北鐵讓渡協定ノ次第竝ニ蘇聯ノ東邊カ益々平靜トナル趨勢ニアルコトヲ説キ右ハ獨逸ヲシテ多分ニ失望セシメタルナルヘシト附言シ置ケル旨（「リ」ハ「エ」カ苦笑シ居タリト告ク）ヲ答ヘ右以外滿洲國、支那、新疆乃至印度問題等ニハ觸レサリシ旨ヲモ答ヘタリ右不取敢

在歐各大使竝ニ波蘭、知恵古ニ轉電セリ

82 昭和10年4月1日

在ソ連邦酒匂臨時代理大使より  
広田外務大臣宛（電報）

ソ連外務人民委員および英國國璽尚書会談にお

意ヲ表セシトノ新聞報ハ事實ト考ヘラレ又獨力斯ル態度ナル以上波蘭モ反對ヲ固守スルモノト想定セラレタルト共ニ蘇側トシテハ飽迄該協定ノ成立ニ焦慮シ居ルコトモ窺知セラル

元來「バールト」諸國ハ外國軍隊ノ自國內通過ヲ認ムルカ如キ協定ニハ反對ナリトノコトナルニ拘ラス曩ニ東方協定ニ對シ主義上贊同セシ行懸アリ旁現下ノ情勢ヨリスレハ一時過去ノ夢ト目セラレタル東方協定ハ近ク獨波ヲ除ク關係國間ニ成立ヲ見ルヘキニ非ヤト語リタル處同公使ハ「バ

ト」諸國力襄ニ獨波ノ斷乎タル反對態度ヲ見極メスシテ東方協定案ニ主義上ノ贊同ヲ與ヘタルハ一大失態ニシテ當時

自分ハ大イニ之ニ反對セシ次第ナルカ「リトヴィノフ」ヨ

リ前述ノ話ヲ聽キ或ハ該協定成立ノ餘儀ナキニ至ルニ非ス

ヤト思ヒ實ハ在當地「ラトヴィア」「リスアニア」ノ同僚ト共ニ善後策ニ腐心シ居ル次第ニテ獨波ノ快諾ナキ東方協定力萬一成立ストセハ「バールト」三國ニハ蘇聯軍隊ノ駐屯乃至兵器工廠ノ設置等ヲ見ルニ至ルヘク結局三國ノ運命ハ

共產主義力「ナチス」カ何レカノ支配ニ歸スヘク佛英カ自國ノ利益ノ爲ニ親シミ弱國ヲ顧ミサルハ痛歎ニ堪ヘスト述ト共ニ善後策ニ腐心シ居ル次第ニテ獨波ノ快諾ナキ東方協定力萬一成立ストセハ「バールト」三國ニハ蘇聯軍隊ノ駐屯乃至兵器工廠ノ設置等ヲ見ルニ至ルヘク結局三國ノ運命ハ共產主義力「ナチス」カ何レカノ支配ニ歸スヘク佛英カ自國ノ利益ノ爲ニ親シミ弱國ヲ顧ミサルハ痛歎ニ堪ヘスト述

いては同委員より東歐口カルノ構想への英國側協力につき要請があつたとの情報について

モスクワ 4月1日前発  
本省 4月1日後着

第一二〇號（極秘）  
往電第一一九號ニ關シ

「イーデン」「リトヴィノフ」會談ニ於テ東方協定カ話題中ノ重要ナル一タリシコトハ三十一日發表ノ「コムミニニケ」（往電第一二一號）ニ依リテモ明カナル處在當地「バルト」三國公使中本官ノ最モ懇意且信賴スル「エストニヤ」公使ハ本官ニ對シ「リトヴィノフ」ヨリ内密ノ合ミ迄ニ聞カサレタル所ナリトテ「リトヴィノフ」ニ對シ獨逸及波蘭ヲ除キタル東方協定ニ付英國政府ニ於テ支持乃至少クトモ「モーラル、サポート」ヲ與フヘキヤト質シタル處「イーデン」ハ右ニ付テハ英國政府ノ意見ヲ徵シタル上ニ非サレハ何等回答シ兼ヌル旨並ニ「イーデン」個人トシテハ英國政府ニ於テ多分支持スルナラン（「マイド、ギブ」）ト考フル旨答ヘタル趣ナリト内話セリ依テ本官ハ同公使ニ對シ右ニ依レハ伯林會談ニ於テ「ヒトラー」カ東方協定ニ反対ノ

懷セリ  
土ヲ除ク在歐各大使、波蘭、智ヘ轉電セリ

83 昭和10年4月1日 在ソ連邦酒匂臨時代理大使より  
広田外務大臣宛（電報）

英國國璽尚書訪ソ中の諸会談において東欧における安全保障問題等につき討議され意見の一致を見たとの「ミニニケ公表について

モスクワ 4月1日後発  
本省 4月2日前着

第一二一號

往電第一二〇號ニ關シ

「イーデン」ハ三十一日「ワルソー」ヘ出發シタルカ同日英蘇會談ノ結果ニ關シ左ノ趣旨ノ「コムミニケ」發セラレタリ

最近數日間ニ亘リ「イーデン」「リトヴィノフ」間ニ東歐協定案及二月三日英佛「コムミニケ」記載ノ諸問題ヲ含ム現下國際政局上ノ重要問題並ニ英蘇關係ノ改善ニ關シ會談行ハレ又「イーデン」及「スターリン」「モロトフ」間

ニモ同一事項ニ付意見ノ交換アリタリ「イーデン」ハ「リ

トヴィノフ」トノ會談中伯林會商ニ關スル情報ヲ與ヘタル

カ右會談ハ歐洲政局ノ闡明上效果アリタルモノト認メラル

「イーデン」及之ト會談セル前記蘇人土ハ何レモ現下ノ國

際政局ニ際シ聯盟ノ主義ニ合致スル歐洲ノ集合的安全保障

機構設定方ノ努力ヲ繼續スルノ必要今日ヨリ大ナルハナシ

トノ點ニ付一致ヲ見タリ「イーデン」トノ會談中「スター

リン」、「モロトフ」、「リトヴィノフ」ハ東歐ニ於ケル安全

保障及相互援助協定案ハ總テノ參加國ニ均等ノ安全ヲ保

障スルヲ以テ目的トシ或ル一國ヲ孤立セシメ又ハ包圍セ

ントスルモノニ非ス從テ獨波兩國ノ參加ハ本問題最善ノ

解決策トシテ歡迎スル處ナルヲ強調セリ英蘇兩政府代表

者ハ腹藏ナク意見ヲ交換シタル結果外交政策上ノ根本問

題ニ關シテハ兩國間ニ一トシテ利害ノ反スルモノナキコ

トヲ認メ今後兩國ハ聯盟國トシテ當然ナルヘキ協力及義

務忠實履行ノ精神ニ依リ相互ノ關係ヲ律スヘキコトヲ信

ス而シテ兩國ノ友誼的協力カ平和及安全ノ集合的樹立上

第一義的重要性ヲ有スルコトハ前記ノ會談者ノ等シク確

信スル所ナリ

英、獨、佛へ郵報セリ

~~~~~

84 昭和10年4月6日

在ボーランド伊藤公使より

広田外務大臣宛(電報)

英國國璽尚書の訪ボーランド時の同国外相との会

談において東歐口力カルノ構想に對する同國立場を

説明し諒解を得たとの同外相の内話について

ワルシャワ 4月6日後發
本 省 4月7日前着

第七號

「エデン」ノ當國訪問ニ關シテハ郵報濟ナルカ本六日「ベ

ツク」外相ト會見シタル際同外相内話要領左ノ通

(一)英國閣員ノ伯林訪問ニ關シテハ「エデン」氏ヨリ詳細説

明アリ何レモ自分ノ知レルモノナルカ「ヒツトラー」ト

直接話合ヒタル人ヨリ確認ヲ得幸福ナリ英國側ハ獨逸ノ

再軍備並之ニ伴フ手嚴シキ要求ニハ相當「インプレッス」

セラレ居ル如ク見受ケラレタリ

(二)莫斯科訪問ニ關シテハ「エデン」氏ハ蘇聯側カ歐洲政局

ノ現狀ニ關シ頗ル神經過敏トナリ居ルニ對シ(脱)ヲ感

シ其ノ理由ヲ解シ難キ面持ニ見受ケラレタリ自分ノ莫斯科ヨリ得居ル情報ニ依レハ「エデン」ノ莫斯科各方面ト

ノ會談ハ大部分亞細亞問題ニ關係セリトノコトナルカ自分ト「エデン」氏トノ談話ハ歐洲ニ極限サレ居タルモ右

情報ハ萬更誤報ニモ非サル如キ印象ヲ得タリ

殊ニ「エデン」氏ノ説明ニ對シ自分ハ波蘭ノ政策就中東

方「パクト」ニ關シ御承知ノ立場ヲ説明シタルカ「エデン」氏ハ當方ノ立場ヲ諒解シタルモノト心得居ルモ英國ノコ

ト「案ナルモノハ葬ラレタルモノト心得居ルモ英國ノコトナレハ或ハ雙方ノ立場ヲ取入レタル如キ案ヲ提議スルヤモ計ラレサルモ斯ル案ノ成功覺束ナキハ「エデン」氏ニ於テモ承知ノコトト思考セラル委細郵報

英、佛、獨、露、白、知惠古ヘ暗送セリ
~~~~~

在エコスロバキア小川(昇臨時代理)

昭和10年4月8日 公使より  
広田外務大臣宛(電報)

英國國璽尚書の訪チエコスロバキア時の同国外相との会談において東歐口力カルノ構想成立に向

斯ク信スト言ヘリ

「ダニユーブ」協定、前者ニ比シ大ニ其ノ實現ノ可能性アリト信ス知國ハ奥地問題以外ニ伊國ト小協商殊ニ伊「ユ」

間ノ和親ヲ切望スルモノニシテ最近伊知國間ノ關係モ益々良好ニ赴キツツアルヲ以テ此ノ際知國ハ右協定實現ノ爲充分努力スル考ナリ

三蘇ヨリハ久シキ以前ヨリ招請ヲ受ケ居リ最近新聞紙ハ佛

外相ノ訪蘇ト相前後シテ訪問スルカ如ク傳フルモノアルモ

目下ノ處其ノ實行ハ何等確定シ居ラス又紙上傳フル知國ノ

「ストレーザ」會議參加云々ハ全ク新聞ノ臆測ニ過キス

四「イ」ハ訪蘇ノ際日蘇關係ノ益々良好ニ向ヘルヲ認メタ

ル旨語リ居タルカ自分モ兩國ノ融和ハ極東平和ノ爲最モ喜

フ處ナリト語レリ

在歐各大使、波蘭、羅馬尼、「ラトビヤ」、奥地、壽府へ暗送

セリ

86 昭和10年4月18日 在仏國佐藤大使より  
広田外務大臣宛(電報)

### 仏ソ相互援助條約交渉は進展中であるが侵略を

十八日諜報者内報ノ儘左ノ通

九日「ラバール」、蘇聯大使間ニ大体相互援助條約ヲ作ルコトニ話合成立シ(往電第一二三號參照)更ニ壽府臨時理事會ノ機會ニ「ラ」「リトヴィノフ」間ニ案文ニ付話合ノ結果

殘ルハ蘇側カ侵略ノ場合ノ自動的即時援助ヲ希望スルニ對シ佛ハ「ロカルノ」條約トノ關係モアリ(獨カ蘇ヲ侵略シタルノ故ヲ以テ直ニ佛カ獨ヲ衝ケハ「ロ」條約ヲ侵ス結果トナル)理事會召集ヲ要求シ居リ最後ニハ四十時間以内ノ召集ニ迄讓歩シタルカ蘇ハ満足セサル次第ナリ

### 第一三一號(極秘)

十八日諜報者内報ノ儘左ノ通

パリ 4月18日後発  
本省 4月19日前着

付記 四月一日發在仏國澄田(賛四郎)大使館付武官より  
杉山(元)參謀次長宛電報

英独代表会談の結果東欧ロカルノ構想の実現は更に困難となつたが仏ソ両国の提携は強化される可能性が高いとの見通しについて

受けた場合の援助問題につき両者の希望が一致に至つていないと諜報者からの情報について

「ラ」ノ訪蘇日取ハ蘇カ此ノ點ニ關シ如何ナル態度ニ出ツルカニ懸ルカ何ノ途訪蘇前「ワルソー」ニ立寄ル筈ナリ英、獨、伊、露、壽府へ暗送セリ

### (付記)

パリ 4月1日発

参謀本部 着

國民カ何處迄政府ノ此種政策ニ共鳴スルカ尙多少ノ疑問ナキ能ハスト判断セラル

87 昭和10年4月25日 在ソ連邦酒匂臨時代理大使より  
広田外務大臣宛(電報)

### 仏ソ相互援助條約については具体的案文に關

し双方において研究中との在ソ連邦仏国大使

#### の内話について

モスクワ 4月25日後発

本省 4月26日前着

#### 第一六五號

往電第一六一號ニ關シ

英獨代表會見ノ結果獨國ノ態度意外ニ强硬ニシテ航空條約、兎モ角他ノ一切ノ地方的協定、就中其主義相容レサル蘇邦ヲ含ム相互援助協定ニ絶対反対ナルコト明白トナリ從テ年來佛ハ蘇ノ企圖スル東方「ロカルノ」協定ハ愈々影薄ク而モ軍備ニ關スル一般的妥協ハ一層見込ナキヲ以テ歐洲ハ獨逸及其友邦ト之ニ對立スル諸國トノ勢力拮抗益々激甚トナルヘキ關係上大戰前ノ如ク反獨列強ノ間ニ同盟締結問題再燃スヘク殊ニ佛、蘇兩國ハ將來一層接近ノ運命ヲ辿リ其為政者(ラバアルハ廣範ナル地方協定論者ナリト云フ)ハ尠クトモ爲シ得レハ「チエツコ」等ノ小國ノ參加ヲ許スヘキ佛蘇軍事同盟ノ締結ヲ希望スルニ至ルナキヤヲ疑フ、但蘇邦カ佛國內ノ共產宣傳中止ヲ誓約セサルニ於テハ一般

二十四日或ル會合ニ於テ佛國大使ハ本官ニ對シ蘇佛協約ノ條文ニ付佛側トシテハ其ノ有スル各種條約殊ニ「ロカルノ」條約ニ抵觸セサル様規定方希望シ居リ旁目下具体的案文ニ關シ蘇佛双方ニ於テ研究中ナルカ五月末「ラバル」ノ來莫迄ニハ何等力調整方法發見セラルヘキヲ期待シ居ル旨並ニ條文決定ノ遲延カ英側ヨリ故障出テタルニ起因スルモノナリトノ說アル由ナルモ右ハ事實ニアラス

ト認ムル旨内話セリ

88 昭和10年4月27日

在ソ連邦酒匂臨時代理大使より  
廣田外務大臣宛(電報)

東欧口カルノ構想に対しエストニア、ラトビアは種々の条件を提案し実質的には不支持の意向と  
の在ソ連邦両国公使それとの内話について

モスクワ 4月27日後発  
本 省 4月28日前着

第一七〇號(極秘)

往電第一二〇號ニ關シ

二十六日「エストニア」及「ラトビヤ」公使等ト會談セシカ「エ」國公使ハ東歐協定問題ニ付「リトヴィノフ」カ本月上旬壽府ニ出張前「エ」國蘇聯公使ヨリ「エ」國外務大臣ニ對シ佛國側ヨリノ保障ヲ希望シ居ルヤヲ質問アリタル機會ニ同大臣ハ「エ」國トシテハ右保障問題以外ニモ加入條件ヲ有スル旨明答スルト共ニ他方佛、英ニ對シ獨、波ノ加入無キ東歐協定ニ「エ」國カ捲込マレサル様工作ヲ施スコトトセリ尙英ニ於テ斯ル協定ヲ支持セサルコトニ決定

英、佛、獨、「ラトヴィア」ヘ暗送セリ

89 昭和10年4月30日 在仏國佐藤大使より  
廣田外務大臣宛(電報)

仮ソ相互援助条約交渉進捗中にあるたり同条約の適用範囲を仏国外務次官に照会した結果同範囲は欧洲のみで極東には及ばないと回答について

パリ 4月30日後発  
本 省 5月1日前着

第一三九號(極秘)  
往電第一三四號ニ關シ

最近佛蘇兩國間ニ交渉進捗シツツアル相互援助協定ニ關シ條文カ一般的字句ニテ起草セラルル場合法律的解釋上極東ニモ其ノ效力ヲ及ホシ本邦ノ迷惑トナルコトアリ得ヘシト想像セラレ條文確定前佛國外務當局ト意見交換シ置ク方有利ト認メ追テ三十日「レジエ」ニ面會シ其ノ打明ケタル説明ヲ聽取セリ大要左ノ通

(一) 本協定第一條冒頭ニ「佛國又ハ蘇聯ノ何レカノ一方カ歐洲ノ一國ヨリ攻撃ヲ受ケタル場合他ノ一方ハ」云々ヲ規定シ協定適用ノ範圍ヲ嚴ニ歐洲ニ極限セリ佛國政府ハ累次貴大使ニ言明セル如ク日本トノ親交持續ヲ願念スルカ故ニ蘇國側ヨリ種々註文アリタルモ極東ニ累ヲ及ホスカ如キ提案ハ一切之ヲ拒否シ來リ今回ノ案文ニハ前記ノ通り明記セル

セルコトハ新聞報ノ通ナリ云々ト内話シ又「ラ」國公使ハ

「ラ」國カ曩ニ東歐協定案ニ主義上贊成セシハ所謂「タクチック」ニ過キス從テ數個ノ條件ヲ附シタルカ最近「ラ」國トシテハ佛ニ對シ聯盟理事會全會一致ノ場合ニ限り相

互援助ノ義務ヲ負フコトニハ同意ナルモ此ノ場合ニ於テモ「ラ」國ノ利益ニ反スル決議ヲ見サル様理事會ノ一員トナルヘキコトヲ條件トスル旨ノ意思表示ヲ爲シ置キタル次第

ナリト内話セリ兩國公使共「バルト」三國カ共同外交ヲ爲ス建前トナリ居ルモ各獨自ノ事情アルニ依リ「リスニア」

ノ態度ハ不明ナリトテ同國カ蘇聯邦ノ意ニ從ヒ行動スヘキヲ仄シタル上「エ」、「ラ」兩國ノ態度右ノ如キ以上佛蘇聯邦トシテハ從來ノ行懸及体面上協定ノ不成立ヲ好マサル爲結局佛ノ希望スル條文ヲ應諾スルニ至ルヘキヤニ觀測スト語レリ

約カ假リニ成立ストモ甚々微溫的性質ノモノナルヘク唯蘇聯邦トシテハ從來ノ行懸及体面上協定ノ不成立ヲ好マサル爲結局佛ノ希望スル條文ヲ應諾スルニ至ルヘキヤニ觀測ス

ト語レリ

英、佛、獨、「ラトヴィア」ヘ暗送セリ

89 昭和10年4月30日 在仏國佐藤大使より  
廣田外務大臣宛(電報)

次第二付日本側ノ不安ハ一切除キ得タルコトト信ス

(二) 協定ノ内容ニ付テハ大體兩國ノ主張接近シ來リ今朝ノ閣議ニテ佛國側意見決定スヘク蘇カ之ニ同意スレハ直ニ「パラフエ」セラルヘシ而シテ規約十五條七項ノ場合兩國ハ相互援助ヲ約シ(但シ援助ノ内容手段ニ關シテハ別段規定セス)唯「ロカルノ」協定トノ關係上侵略者ノ決定ニ付英伊カ同意見ナル場合始メテ實行ニ移ルコトトス第十六條二項ノ規定ハ兵力ヲ以テスル制裁手段ニ關スル理事會ノ勸告ニ服スルト否トハ聯盟國ノ自由ニ放任シ居ル處今回ノ協定ハ必ス右勸告ニ服從スヘキ旨規定ス但シ十五條ノ場合ト同様英伊ノ同意ヲ條件トス

(三) 元來佛ハ獨ヲ加ヘタル東方協定ヲ欲シ獨、波、知、蘇等ノ間ニ「ロカルノ」類似ノ協定ヲ締結セシメ佛ハ英、伊ト同シク保障國トナリ西方「ロカルノ」ト相俟ツテ平和維持ヲ計ラントセルモ獨ノ受諾スル所トナラス一年空費ノ今日已ムナク蘇ト特別協定ヲ結ハントスルモノナリ而シテ蘇ハ

(イ) 「ロカルノ」協定ニ於テ「ライン」左岸非武裝地帶ノ侵略有場合理事會ノ決定ヲ俟タス直ニ武力ヲ用ヒ得ル如ク今回ノ協定ニモ侵略國ニ對シ理事會ノ決議ヲ用ヒス若ハ理事會



蘇へ轉電セル外往電第一三九號通り暗送セリ

第一四四号

右署名議定書要綱

(欄外記入)

二 佛國ノ意向ハ多トスルモ若シ本協定ヲ歐洲ニ極限セサレバ佛

ハ明ニ日本ヲ敵トシテ取扱フコトナリ佛ノAHOIISル所ナリ

ヤ?又仮令歐洲ニ極限スルモ、露國ハ歐洲ニ責任ヲ輕クシ延テ

東亞ニ於テ日本ニ夫レ丈重荷ヲ負ハスコトナラズヤ、又萬<sup>○</sup>一

日ソ衝突ノ際ハ佛ハ嚴極ナル中立ヲ守リ得ルヤ疑問ナリ。何レ

ニスルモ日露間ニ徹底の調節(不可侵等)ナケレバ大体佛ハ日

本ノ反対側ニ逸出シタルモノノ如シ

三 露國ノ東亞軍備ノコトヲ指摘スルハ可ナルモ佛ヲ通シテ持出

スハ果シテ如何ヤ

91 昭和10年5月3日 在仏國佐藤大使より

廣田外務大臣宛(電報)

仏ソ相互援助條約の締結にあたり同條約およ  
び署名議定書テキストを仏國當局より我が方

ヘ交付について

別電一 五月三日発在仏國佐藤大使より廣田外務大臣宛

往電第一四二號ニ關シ

二日午後六時半佛外相及蘇聯大使間ニ佛蘇相互援助條約ノ

調印ヲ了シタル處豫メ外務大臣官房長ノ求ニ依リ往訪セル

館員ニ對シ調印直後「テキスト」ヲ交付セリ右「テキスト」

ハ四日頃發表サルヘシト傳ヘラルカ條約及署名議定書ヨ

リ成リ其ノ要綱第一四四號一四五號ヲ以テ別電ス全文必要

ナラハ御電訓ヲ請フ

別電ト共ニ支ヘ轉電シ土ヲ除ク歐米各大使壽府へ暗送セリ

(別電一)

第一四四號  
條約<sup>(1)</sup>

パリ 5月3日前發  
本省 5月3日後着

第一四四號

條約

佛大統領及蘇聯中央執行委員會ハ歐洲ノ平和ヲ鞏固ニシ聯  
盟規約中安全、領土ノ保全、政治的獨立ノ維持ニ關スル條  
文ノ適用ヲ一層正確ナラシメ以テ平和ノ利益ヲ兩國ニ保障  
センカ爲右ヲ目的トスル歐洲一般協定ノ準備並ニ締結ニ努  
力シ右ニ至ル迄兩國ノ及フ限り聯盟規約ノ有效ナル適用ニ  
貢獻スルニ決シ全權ヲ任命シ左ノ如ク協定セリ

第一條

佛又ハ蘇カ歐洲ノ一國ヨリ侵略ノ脅威又ハ危險ノ目的トナ  
レル場合兩國ハ規約第十條遵守ノ爲執ルヘキ手段ニ付互ニ  
直ニ協議ヲナスコトヲ約ス

第二條

規約第十五條第七項ノ場合兩國カ眞ニ平和的意圖ヲ有スル  
ニ拘ラス佛又ハ蘇カ歐洲ノ一國ヨリ挑發セサル侵略ノ目的  
トナルトキハ兩國ハ互ニ直ニ援助ヲナスヘシ

第三條

本條約ハ佛露文ヲ以テ正文トシ批准セラレ成ルヘク速ニ  
「テキスト」ニ於テ批准交換ヲナス且聯盟ニ登録セラルヘ  
シ

(別電二)

二 五月三日発在仏國佐藤大使より廣田外務大臣宛

右署名議定書要綱

ハ明ニ日本ヲ敵トシテ取扱フコトナリ佛ノAHOIISル所ナリ

ヤ?又仮令歐洲ニ極限スルモ、露國ハ歐洲ニ責任ヲ輕クシ延テ

東亞ニ於テ日本ニ夫レ丈重荷ヲ負ハスコトナラズヤ、又萬<sup>○</sup>一

日ソ衝突ノ際ハ佛ハ嚴極ナル中立ヲ守リ得ルヤ疑問ナリ。何レ

ニスルモ日露間ニ徹底の調節(不可侵等)ナケレバ大体佛ハ日

本ノ反対側ニ逸出シタルモノノ如シ

三 露國ノ東亞軍備ノコトヲ指摘スルハ可ナルモ佛ヲ通シテ持出

スハ果シテ如何ヤ

91 昭和10年5月3日 在仏國佐藤大使より

廣田外務大臣宛(電報)

仏ソ相互援助條約の締結にあたり同條約およ  
び署名議定書テキストを仏國當局より我が方

ヘ交付について

別電一 五月三日発在仏國佐藤大使より廣田外務大臣宛

パリ 5月3日前發  
本省 5月3日後着

往電第一四二號ニ關シ

二日午後六時半佛外相及蘇聯大使間ニ佛蘇相互援助條約ノ

調印ヲ了シタル處豫メ外務大臣官房長ノ求ニ依リ往訪セル

館員ニ對シ調印直後「テキスト」ヲ交付セリ右「テキスト」

ハ四日頃發表サルヘシト傳ヘラルカ條約及署名議定書ヨ

リ成リ其ノ要綱第一四四號一四五號ヲ以テ別電ス全文必要

ナラハ御電訓ヲ請フ

別電ト共ニ支ヘ轉電シ土ヲ除ク歐米各大使壽府へ暗送セリ

(別電一)

規約第十六條(第一項前段條文ヲ繰返ヘス)ノ規定ヲ考慮  
シ兩國カ眞ニ平和的意圖ヲ有スルニ拘ハラス其ノ一カ歐洲  
ノ一國ヨリ挑發セサル侵略ノ目的トナルトキハ規約第十六  
條ニ依リ直ニ援助ヲ與フルヲ約ス

規約第十七條第一項及第三項ノ場合佛又ハ蘇カ歐洲ノ一國  
ヨリ挑發セサル侵略ノ目的トナル時ニモ同様ノ義務アリ

第四條

前記ノ約束ハ締約國ノ聯盟員トシテノ義務ニ合致スルモノ  
ナルカ故ニ本條約ヲ以テ聯盟カ世界平和維持ノ爲有效ナル  
手段ヲ執ルコトヲ妨ケ又ハ締約國ノ聯盟規約ニ依ル義務ヲ  
制限スルモノト解スヘカラス

第五條

本條約ハ佛露文ヲ以テ正文トシ批准セラレ成ルヘク速ニ  
「テキスト」ニ於テ批准交換ヲナス且聯盟ニ登録セラルヘ  
シ

パリ 5月3日前発  
本省 5月3日後着

第一四五號  
署名議定書

本議定書モ條約批准書交換ノ目的物タリ

二第三條ハ(1)規約第十六條ニ依リ理事會勸告ノ決定ヲ見ル  
ヤ否ヤ各締約國ニ對シ直ニ之ニ從ヒ他締約國ニ即時援助ヲ  
與フル義務ヲ生スルモノ(2)兩締約國ハ事態ノ必要上最モ迅  
速ニ理事會ヲシテ右勸告ヲ決定セシムル爲ニ協力スヘク且  
若シ何等カノ理由ニ依リ理事會カ何等ノ勸告ヲ決定セサル  
カ又ハ全會一致ノ議決ヲ得サル場合ニ於テモ援助義務ノ適  
用ヲ見ルヘキモノハ本條約ノ援助義務ハ締約國ノ一方自國  
領土ニ對シテ爲サレタル侵略ノ場合ノミヲ豫見スルモノト  
了解ス

三、兩國政府ノ共同意思ハ佛及蘇カ公表セル條約ニ依リ第三  
國ニ對シテ負フ既存條約ヲ本條約ニ依リ否定セントスルモ  
ノニ非サルヲ以テ本條約ノ規定ハ其ノ適用カ一締約國ノ既  
存條約義務ト矛盾スル爲同締約國ヲシテ國際的制裁ヲ受ク  
ルニ至ラシムルカ如キ結果ヲ來スモノニ非スト了解ス

トヲ宣言ス

92 昭和10年5月10日 広田外務大臣より  
在仏国佐藤大使宛(電報)

### 在本邦仏國大使が大臣を訪れ仏ソ相互通報

約問題につき説明したのに対し當方より謝意

表明について

付記一 五月七日付欧亜局第一課与謝野(秀)事務官稿

「大臣佛國大使會見錄」

二 昭和十一年三月十三日付欧亜局第二課与謝野事務官稿

「廣田大臣佛國大使會談錄」

本省 5月10日後4時30分発

第八二號

貴電第一四二號末尾ノ件ニ關シ

七日在京佛國大使本大臣ヲ來訪シ佛蘇條約ニ關シ説明スル  
所アリタルニ依リ本大臣ヨリ今回佛蘇條約締結ニ際シ佛國  
政府ガ極東ニ於ケル日本ノ立場ヲ了解セラレ條約ノ適用範  
圍ヲ歐洲ニ限局セラレタルコト並ニ豫メ條約ノ内容ヲ通告

三、兩國政府ハ締約國間ノ安全ヲ組織シ相互援助ノ義務ヲ包  
含スルカ又ハ別ニ同義務ノ附隨スル地方協定ノ締結ヲ希望  
スルヲ以テ必要ノ場合合意ノ下ニ適當ト認メラル直接又  
ハ間接ノ形式ニ於テ此ノ種協定(其ノ約束ハ本條約ノ約束  
ニ代ルヘキモノトス)ニ參加スルノ自由ヲ相互ニ認ム  
四日本條約ノ調印ニ到達セル交渉ハ元來蘇獨知波及蘇ニ  
隣接スル「バルト」諸國ヲ網羅セル安全協定ノ完成ヲ目的  
トシ右協定ト並ンテ佛蘇獨間ニ右三國中ノ一カ他ノ一國ヨ  
リ侵略ヲ受ケタル場合ニハ相互ニ援助ヲ約スル條約ヲ締結  
スヘカリシナリ兩締約國ニ於テ依然其ノ成立ヲ希望スル前  
記協定ハ成立セサリシト雖佛蘇相互援助條約ニ依ル約束ハ  
曩ニ考案セラレタル右三國條約ノ豫見セル限度ニ於テノミ  
有效ナルモノト解セサルヘカラス尙本條約ニ基ク義務ト關  
聯ナク一九三二年十一月二十九日ノ佛蘇不侵略協定ニ依リ  
(右協定ニ依ル約束ノ一般性ヲ害スルコトナク)兩締約國  
ノ一國カ前記三國條約ニ豫見スル以外ノ歐洲ノ一國又ハ數  
國ヨリ侵略ヲ受ケタル場合ニハ他ノ一國ハ紛争ノ繼續中侵  
略國ニ對シ直接間接ノ援助ヲ與フヘカラス且各締約國ハ右  
約束ニ違反スル援助協定ニ依リ嚴ニ束縛セラルル所ナキコ

「廣田大臣ハ滿洲國ハ從來滿洲ガ隣接諸國ノ紛擾ノ種ナ  
リトシハ全ク異リ隣接諸國ノ間ノ緩衝國トシテ之等諸國  
ノ友好關係維持ニ役立ツモノナルニ不拘蘇聯邦當局カ無  
用ノ警戒ト敵意ヲ有スル事ハ日蘇關係ノ爲ニ遺憾ナリト  
語リ且ツ佛國側カ此ノ点ニ付蘇聯當局ノ蒙ヲ啓カハ日蘇

関係ノ改善ニ資スルコト大ナルベシト述ベタリ

右ノ電報ニ接シ巴里ニ於テハ驚キタルモノノ如ク直ニ在日本ニ對スル無用ノ敵意ト警戒ヲ解カシムルニ努メタルガ「アルファン」大使ハ再三蘇聯當局ニ此ノ件ニ付接触シタリ、本年二月ノ「モロトフ」演説ト其ノ後ノ「リトビノフ」ノ演説ノ間ニハ明ニ蘇聯ノ對日感情ノ変化認メラル處自分トシテハ佛國側ガ「モスコ一」ニ於テ執リタル動作モ或ハ影響スル處アリタルカト考ヘ居レリ本年三月「アルファン」大使ガ外務次官「ストモニヤコフ」ニ面會セル際「ストモニヤコフ」ハ日蘇關係ガ良好トナリツツアルヲ御知ラセスルハ欣快ナリト語レル旨報告アリタル事モアリ自分トシテハ貴大臣ノ御言葉ニ基キ佛國ガ日蘇關係改善ニ對スル役害ヲ努メ少クトモ巴里ニ於テハ佛國ガ貢獻セルモノト信シ居ルハ愉快ナリ、斯クノ如ク良キ雰圍氣ヲ作ルコトニヨリ日蘇間ニ今后万一困難ナル問題生ズトモ友好的ニ解決シ得ベク自分トシテハ右ノ如キ雰圍氣ヲ作ルコトハ佛國ニ最モ適シタル役割ナリト信ズ

(大臣ヨリ満足ナル旨答ヘラル)

右ニ對シ大臣ハ

「今回佛蘇條約ノ締結ニ際シ佛國政府ガ特ニ日佛關係ニ留意セラレ條約ノ適用範圍ヲ歐洲ニ限ラレタルコト竝ニ條約調印前ニ特ニ在佛大使ニ説明ヲ与ヘラレタルコトノ二点ハ日本政府ノ深ク御満足トシ居ル所ニシテ実ハ貴大使ヨリ會見ヲ申込マル前ニ當方ヨリ御出デヲ願ヒ謝意ヲ御傳ヘセシカト思ヒ居タル程ナリ、日本政府ノ謝意ヲ貴國政府ニ御傳達願度シ」ト答ヘラレ、佛國大使ハ  
「貴大臣ノ御言葉ハ早速本國政府ニ傳達致スベシ」ト述べ更ニ

「第三ニ御話申上ゲ度キハ日本ノ國際聯盟ニ對スル協力ノ問題ナリ。此ノ問題ニ關シテモ佛國政府ハ自分ニ屢々意見ヲ求メ來レルガ自分ハ日本ガ聯盟脫退後モ國際聯盟ノ技術的部門ニ協力セラレントスルニ對シ極力之ヲ可能ナラシムル事ノ必要ヲ本國政府ニ説キ佛國政府トシテモ日本ノ聯盟ノ技術的方面ニ對スル協力ノ形式等ニ付盡力シタルモノト思考ス。三月二十七日ノ「アヴノル」事務總長ノ談ニモトベ大臣ヨリ

次ニ最近締結セラレタル佛蘇相互援助條約ニ關シテ御話シ致度シ本條約ニ付テハ既ニ佐藤大使ヨリ「テキスト」御入手ノ事カト存ズル處(大臣ヨリ要領電報ニ<sup>(マヤ)</sup>說シタル旨答ヘラル)御承知ノ通本條約ノ調印ニ際シテハ問題アリテ十日程ノ遲延ヲ見タルガ右ハ蘇聯側ノ希望スル案ガ即時ニ且ツ世界ノ何レノ部分ニモ即チ極東ニモ適用セラルガ如キモノナリシ爲ナリ、自分ハ新聞ニ依リ右ノ次第ヲ知リタルヲ以テ早速本國政府ニ電報シ万一佛蘇援助條約ガ極東ニモ適用セラルガ如キ事アラバ日佛關係上面白カラザル結果ヲ來スベシトノ意見ヲ上申シ且ツ條約調印前ニ日本側ニ内示スルコトノ必要ナル旨ヲ述べ置キタリ。  
自分ノ意見ノ採用セラレタルニヤ、佛國政府ハ條約ノ適用ヲ歐洲ノミニ限局シ且ツ條約調印前佐藤大使ニ之ヲ内示シテ説明ヲ与ヘタルガ條約内容ヲ豫メ通告セラレタルハ日本一國ノミニシテ自分トシテ非常ニ満足ニ思ヒ居ル次第ナリ。今回佛國政府ノ執レル措置ハ自分ノ如ク日佛友好關係ノ促進ニ携ハル者トシテ日佛間ノ良キ雰圍氣ヲ醸スモノト思考セラレ欣快トスル處ナルガ之ニ對スル貴大臣ノ御考ヲ伺ヒタシ」

「貴大使ノ配慮感謝ニ不堪」ト答ヘラル。

更ニ大使ハ

「次ニ安達裁判官ノ後任問題アリ、此ノ問題ニ付テモ自分ハ本國政府ヨリ諮詢ヲ受ケタルカ日本政府ノ候補者トシテ挙ヶラレタル長岡大使ハ自分ノ友人ニモアリ自分ハ本國政府ニ對シ海牙ノ裁判所ハ日本ノ裁判官ヲ安達博士ノ後任トシテ得ルコトノ必要ナルコトヲ力説シ居レリ。此ノ問題ニ關シテハ決シテ樂觀ヲ許サズ現ニ最近來朝セル佛紙「タン」ノ一記者ハ自分ニ對シ余リ香シカラヌ意見ヲ洩ラシタルニ付自分ハ長岡大使ノ適任ナルコト及ビ日本ヨリ裁判官ヲ選出スルコトノ必要ナルヲ力説シタルニ良ク了解シ帰國後各方面ニ盡力スベシト云ヒ居タリ。

以上最近ノ日佛關係問題ノ概略ヲ申上ゲタル次第ナルガ自分トシテ本國政府ニ望ム所ハ全般的ニ一層ノ賢明(Sagesse)ヲ以テ日佛關係ニ處スベシトノ点ナリ」ト述ブ。大臣ハ  
「貴大使ガ日佛親善ノ爲ニ竝々ナラヌ御盡力ヲナサレ居ル事ニ對シ感謝ノ意ヲ表ス、佛國ノ態度ニ付日本ガ深キ理解ヲ有スル事ハ現ニ新聞等ニ表ハル輿論ニ依リテモ御承知

ノ通リナリ」ト述ベラレ大使ハ

「話ハ逆戻スルモ今一回日蘇關係ニ付テ佛國ハ日蘇間ノ調停者トシテ最適任ナリト云フコトヲ繰返シ申上ゲ置キタシ、又佛蘇條約ニ付テハ新聞紙等ニテハ独逸ヲ包圍シテ全ク何事モナシ得ヌ様圧迫スルモノナリト傳ヘラルモ右ハ然ラスシテ單ニ佛蘇兩國ガ安全ヲ保障セルノミニシテ独逸トハ今后モ平和的事業例ヘハ軍縮等ニ関シ從前通り協力シ行カントスルモノニシテ獨乙ヲ世界列國ノ除ケ者トスルガ如キ意圖ノ下ニナサレタルモノニ非ズ。（大臣ヨリ良ク了解セル旨答ヘラル）

最後ニ個人的ノ問題ニ付キテ申上ケ度キアリ或ハ佐藤大使ヨリ既ニ御報告アリタルヤモ知レサルガ目下佛國ノ外務省ニテハ吏員ノ整理ノ準備進捗シ居リ自分ガ友人ヨリ受ケタル情報ニ依レハ自分モ整理セラル者ノ「リスト」中ニ載リ居リ既ニ新聞等ニモ出タル模様ニシテ近ク日本ヲ去リ退職スルコトトナルベク全ク残念ニ思ヒ居レリ」ト述べ大臣ヨリ

「右ハ全ク初耳ニシテ佐藤大使ヨリモ何等報告ナク遺憾ナリト云フノ外ナシ」ト答ヘラレタルニ

大使ハ

「実ハ四五日前ニ電報ヲ受ケタル次第ナルガ自分ハ日本ヲ最後ノ「ボスト」トスル積リニテ赴任シ來レルモノナルガ赴任後未ダ一年半ニ過ギサルニ恰モ鉄道從業員や郵便局員ノ如ク大使ヲ誠首セントスルハ誠ニ心外ニシテ折角日佛親善增進ニ資セントスル自分ノ意圖モ挫折ノ已ムナキニ至ル次第ナリ」ト述べ

更ニ大臣ヨリ遺憾ノ意ヲ表セラレタルニ對シ大使ハ

「遺憾ノ意ヲ表セラル御厚意ハ感謝ニ堪ヘサルトコロナルガ右ハ自分ニトリ余リニ精神的（「プラトニツク」）ナル慰メニ不遇」ト述べ

大臣ヨリ

「御親切ハ感謝ニ堪ズ。自分ハ今年六十才ニシテ丁度大使トシテノ勤キ盛リト思ヒ居ルニ若キ連中ニ押出サレテ日本ヲ去ラザルベカラズト云フガ如キハ全ク失望ト云フ外ニ語ハ大ニ喜ビ

「御親切ハ感謝ニ堪ズ。自分ハ今年六十才ニシテ丁度大使トシテノ勤キ盛リト思ヒ居ルニ若キ連中ニ押出サレテ日本ヲ去ラザルベカラズト云フガ如キハ全ク失望ト云フ外ニ語ナシ、日本ニ於テハ貴大臣ノ知遇ヲ得愉快ニ勤キ居ルニ今

ヤ全ク失望セリ、若シ佐藤大使ヨリ情報ヲ求メラル場合

ニハ勿論御手抜リナキコトト存ズルモ自分ガ一身上ノ事ニ付運動セリト云フガ如キ事ヲ本國側ニ知ラレザル様御配慮願度シ」ト述べ大使ヨリ「諾」ノ旨答ヘラレタリ。

右ニテ會談ヲ終ヘ大使ハ午后五時二十分辭去ス。

（歐一 與謝イギリス記）

答ヘラレタリ

（佛國大使ハ後進ニ道ヲ譲ル爲ニ退職スルモノニシテ自分ノナセル仕事ニ對スル対<sup>マ</sup>政府ノ評價トハ關係ナキ旨、後任者「カムレル」大使ハ自分ト一年違ヒナルカ子供三人アル爲六十五才迄停年カ延ヒ居ル次第ナルコト日本ヲ去ルハ遺憾ナルガ昨年自分ノ更迭問題起リタル時ニ示サレタル大臣ノ親切ニ感激シ居ル事等ヲ述ヘ又大臣ハ大使辭去ノ際「カムレル」氏ト自分ハ和蘭在任時代同僚公使タリシ人ナルヘク承知シ居ル旨ヲ語ラレタリ）

（次ニ佛蘇相互援助條約問題ニ關シ左ノ如キ会談アリタリ

ピラ「佛蘇相互援助條約ノ問題ニ關シ御詎致度シ、日本ノ輿論殊ニ新聞ニ於テ同條約ハ評判惡ク其ノ理由トシテ蘇聯ノ歐洲ニ於ケル安全力強化セラレ延テ極東

ニ於ケル其ノ他位力強化スルハ日本ニ對スル脅威ナリト云フニ在ル如キ處本條約ニ關シ本國政府ヨリ受

ケタル電報ニ依レハ最近下院ヲ通過シ昨日上院ヲ通過セル佛蘇援助條約ノ討議ニ當リ報告者ハ「本條約リト云フニ在ル如キ處本條約ニ關シ本國政府ヨリ受

右ニ對シ廣田大臣ハ大使ノ離任ハ遺憾ナル旨ヲ述ヘラレタル上後任者ノ「アグレマン」ニ付テハ追テ回答スヘキ旨ヲ

ダム」外相ハ下院ニ於テ「本條約ハ一締約國力第三

國ヲ攻撃スル時ハ發動セス (inopérant) 又此ノ侵

略行爲ハ對手締約國ニ對シ條約廢棄ノ根拠ヲ与フヘ  
シ」ト述ヘタル程ニテ佛國ハ蘇聯カ日本ヲ攻擊スル  
モ決シテ日本ノ敵トナル次第ニアラス、又日本ノ正

當ナル膨張 (expansion légitime) ヲ阻止セント

スルモノニモ非サルナリ

佛國政府ハ此ノ機會ニ今一度日本政府ニ安心ヲ与ヘ  
其ノ不動ナル constante et immeuble 日佛親善關係

維持ニ對スル意思ヲ明ニセンコトヲ余ニ命シタリ」

大臣 「佛蘇條約ノ成立ノ意味ニ関シ同條約カ極東ニ適

用ナキモノナルコトハ嚮ニモ承リタリ自分ハ日佛閔

係ハ過去將來トモニ問題ナク親善關係維持セラル

モノト信スルモノナルカ佛蘇條約ノ結果ニ付テハ一

般ニ同條約カ蘇聯政府ニ活動ノ餘力ヲ与フル爲蘇聯

ハ極東ニ大ナル軍備ヲ整ヘ日本ニ脅威ヲ与フルニ非

スヤ又條約ヲ利用シテ強キ態度ニ出ツヘシトノ豫測

モ行ハルル次第ナルカ自分ハスル憂慮カ杞憂ニ終ル

ヘキコトヲ衷心希望スルモノナリ

日佛間ニハ何等面倒ナル問題ナキモ佛蘇相互援助條

約ノ如キ特殊ノ條約ハ關係國ト接境セル國ニ刺戟ヲ  
与フルモノナル点ハ佛國政府モ考慮セラレタル事ト  
思考ス佛國政府ハ此ノ点ニ付了解セラレ極東ニ於ケ  
ル事態ニ關シ蘇聯側ヲ了解セシメラルコト肝要ナ  
リト信ス」

ピラ 「御話ハ良ク了解セリ、但自分ノ意見ニテハ日本ノ

新聞等ニ於テハ佛蘇條約ハ蘇聯ニ利益ノミヲ与フル

モノト考ヘ居ルモノノ如ク蘇聯カ本條約ニ依リ歐羅

巴ニ義務ヲ負ヒ居ル点ヲ考ヘ居ラス、歐羅巴ノ政情

紛糾ト共ニ蘇聯ハ歐洲ニ於ケル義務ノ爲ニ極東ニ於

ケル其ノ地位ハ弱クナルヘシト自分ハ解シ居レリ」

大臣 「貴説モ一ツノ意見ナルカ最惡ノ場合ヲ考フル事  
ハ世ノ常ナリト云ハサルヘカラス

條約ノ結果トシテ極東ニ於ケル影響ヲ云々スルモ最

悪ノ場合ヲ考ヘテノ事ナリ」

ピラ 「佛國カ日蘇間ニ演スヘキ役割ハ貴大臣ト自分個人  
ノ考ヘト一致スルモノト信ス自分ハ過去ニ於テ繰返

シ本國政府ニ對シ佛國ハ日蘇間ノ了解ヲ深ムル爲ノ

調停役ヲ演スルノ必要アルコトヲ上申シ北鉄賣買問

題ニ際シテモ佛國政府ハ蘇側ニ對シ一役演シタリト

信シ居レリ佛國カ日蘇間ニ調停役ヲ演スルハ單ニ感

情ニ由來スルニ非スシテ又其ノ利益ヨリ出發スルモ

ノナリト云ヒ傳ヘン」

尙辞去ニ際シ同大使ハ總理ノ劇職ノ爲遠カラス專任外相  
ヲ置カルヘシトノ噂アル處廣田大臣ノ外相留任ハ世界ノ  
希望スル所ナルヘシト述ヘ大臣ハ專任外相ヲ置ク場合ハ  
自分ノ外交政策ヲ完全ニ踏襲スル外相ヲ置クコトトナル  
ヘキニ付御安心アリタシト答ヘラレタリ

(與謝野事務官記)



昭和10年5月13日 在ボーランド伊藤公使より  
広田外務大臣宛(電報)

仏国外相訪ボーランドの際同国外相との会見にあ  
たり仏ソ相互援助条約につき説明の上将来更に多  
角的相互援助条約を結びたい意向表明について

付 記

五月二十九日発在ボーランド山脇(正隆)公使館  
付武官より杉山參謀次長宛電報

仏国外相のボーランド訪問により同国世論は鎮

キ多角的協約ヲ締結スルコト可能ナランカト説明シ右ニ  
對シ「ベツク」外相ハ

波蘭トシテハ所謂相互援助ナルモノニハ絶對贊成シ難キ  
ヲ繰返シ唯「ノンアグレッシヨン」ト「コンスルタシオン」  
ヲ基礎トスル協約ニハ不贊成ニアラサルモスル協約ハ波  
蘭カ蘇獨ト締結セル不侵略條約ノ效力ヲ阻害セサルモノ  
ナルコト並ニ其ノ適用範圍ハ東方歐洲ニ限定セラルヘキ  
コト（チエツコスロバキヤ）加入ニ反対スル意ナランカ）  
ノ二要件ヲ主張シ又「ダニユーブ、パクト」ニハ贊成ナ  
ル旨説明セル由（委細公信）

### （付記）

ワルシャワ 5月29日発

參謀本部 着

一「ピ」元帥ノ死ハ波國ノ内治外交政策ノ根本ニ何等ノ變  
化ヲ與ヘサルヘシ 但年月ノ經過ニ伴フ首腦部ノ内部的  
結束如何カ今後ノ國政ヲ左右スヘク注目ヲ要ス

二「ラバル」ノ波蘭訪問ニ關シテハ特記スヘキコトナキモ波國  
ノ輿論ヲ鎮靜スルノ効果ヲ與ヘタルハ之ヲ認ムヘク佛蘇

94 昭和10年5月14日 在チエコスロバキア小川臨時代理公使より  
広田外務大臣宛電報

対ソ相互援助条約締結にあたっては仏國同様適  
用範囲を歐州に限定する等チエコスロバキア側  
の意向につき同国外相の内話について

プラハ 5月14日後発

本省 5月15日前着

第一二號

目下商議中ノ知蘇相互援助條約ニ關シ「ベネシユ」外相ハ  
本官ニ對シ大要左ノ如ク語リタリ

交渉ハ略纏リタルヲ以テ近々調印ノ見込ナルカ其ノ内容ハ

佛蘇條約ト大體同様ニテ適用範圍ハ歐洲ニ限定セラルモ  
知國ハ「ロカルノ」條約ニ加盟シ居ラサルニ付同條約ニ關  
聯スル規定ヲ設ケス又知國ハ佛國ト歩調ヲ一ニスル爲佛國  
カ蘇國ニ對シ負ハサル義務ニ對シテハ責任ヲ負ハサルコト

ヲ明カニスル考ナリ尚蘇側ハ當初波蘭ヲ對象トルカ如キ  
條項ノ挿入ヲ提議シタルモ知國ハ之ニ反対シ最近蘇國側ノ  
受諾ヲ見タル旨内話シ次舊三戰敗國ノ軍擴問題ハ當事國  
ヨリ國境現狀維持ノ保障ヲ得ハ知國ハ反対セサル所存ニテ  
伊國トモ折衝中ナルカ羅馬會議ノ成行ニ付テハ自分トシテ  
ハ樂觀主義ヲ懷キ居ル旨ヲ語レリ

在歐各大使、奥、波、羅、「ラトビヤ」、壽府へ暗送セリ

右コミュニケ

モスクワ 5月17日前發

本省 5月17日後着

第二〇一號

「ラバル」ハ十二日當地着滯在三日蘇側ノ熱誠ナル歡迎ヲ  
受ケ十五日辭去セリ當初「ラバル」ノ來訪ニ付テハ蘇佛相  
互援助條約ノ爲ナリト傳ヘラレシニ拘ラス巴里ニ於テ  
右調印ヲ見タル爲（蘇側ニ於テ「ラバル」ノ波蘭訪問カ條  
約調印ニ不利益ナル影響ヲ及ホスヘキヲ懸念シ急遽調印ヲ  
見タリトノ觀察アリ）國外ニ於テハ今回ノ訪問ニ種々ノ特  
別使命ヲ臆測スル向モアリシカ「ラバル」着後ノ行動及當  
地新聞ノ論調ヨリ見テ當地外交團等ニテハ今次ノ來莫ハ（日ガ）  
レタルモノト爲シ居リ十六日發表ノ別電第二〇二號「コム  
ニケ」以外ニ特別ノ話合行ハレタルモノトハ思ハレス唯右  
「コムニケ」ヨリモ察シ得ルカ如ク兩國力相互援助條約締  
結ニ拘ラス依然東歐「パクト」ノ急速實現ヲ必要ト認メ本  
件ニ關シ意見ノ交換ヲ行ヒタル點注意ニ値スト爲スカ如ク

95 昭和10年5月17日 在ソ連邦大田大使より  
広田外務大臣宛（電報）

仏国外相訪ソ中に公表されたコミュニケによ  
ると仏ソ相互援助条約締結後も両国は東欧口  
カルノ構想の実現を希望について

別電 五月十七日發在ソ連邦大田大使より広田外務大  
臣宛第二〇二号

協定ハ波國ノ既存同盟又ハ協定関係ニ何等直接ノ妨害ヲ  
與ヘス 又實質的効果ハ謂フニ足ラスト観測セラレアリ

三 波國ハ蘇軍ノ自國領内通過ヲ絶對ニ許容セサルノミナラ  
ス其「ルーマニア」通過モ之ヲ快シトセス 特ニ東「ス  
ロワキヤ」平野カ蘇邦空軍根據地タルヘキトキハ波國ノ  
工業中心ヲ直ニ脅威セラルヘキヲ警戒シアリ佛ノ蘇邦内  
運輸交通ノ發展ヲ援助スルカ如キハ無論反対ナリ

十六日「イズベスチャ」「プラウダ」等ノ社説モ亦蘇佛兩當局ノ歐洲平和ニ對スル努力ヲ稱揚スルト共ニ其ノ努力力排他的ニ非スシテ共鳴者ト共ニ一般的平和機構ノ形式ヲ希望スルモノナルコトヲ力説セリ  
在歐各大使、波ヘ暗送セリ

## (別電)

|      |         |
|------|---------|
| モスクワ | 5月17日前発 |
| 本省   | 5月17日前着 |

第一〇二號

<sup>(1)</sup> 五月十三日乃至十五日ノ會談ニ於テ「スターイン」「モロトフ」「リトヴィノフ」及「ラワール」ハ五月二日締結ノ佛蘇條約ニ満足ノ意ヲ表明シ右兩國代表者ハ兩國關係並ニ一般歐洲問題ノ考量ニ好影響ヲ及ホセル右條約締結ノ結果トシテ兩國間ニ深キ支援深キ信賴ノ空氣漲ルヲ確認セリ兩國ハ誠意ヲ以テ前記ノ問題ノ考量ヲ行ヘル處其ノ一切ノ外交々渉ヲ通シ終始一貫努力ノ目的力共同的安全ノ組織ニ依ル平和ノ維持ニアリシコトヲ確信スルニ至レリ  
更ニ意見交換ノ結果現下ノ國際政局ニ於テ平和ノ保持ニ專

念シ共同保障參加ノ用意ヲ表明セル諸國ノ負擔スヘキ義務ニ付兩國ノ見解ハ完全ニ一致セリ  
平和保持ノ爲是等諸國ハ先ツ第一ニ國防ヲ弱メサルノ義務ヲ有ス特ニ「スターイン」ハ佛國カ其ノ安全ニ必要ナル程度ニ於テ武装ヲ維持スル爲採レル國防政策ニ對シ完全ナル了解ト贊意ヲ表シタリ

蘇佛代表ハ平和政策ヲ支持スル諸國政府ノ協力ト相俟テ歐洲諸國民ノ物質的精神的利害ノ見地ヨリ必要缺クヘカラサル國家間ノ信賴ノ復活ニ絕對必要ナル政治的條件ヲ創造シ得ヘキ一切ノ手段ヲ利用スルノ決意アルコトヲ表明セリ  
兩國代表ハ更ニ佛蘇相互援助條約ノ締結力當初豫定セル諸國ヲ包含シ且不可侵協議及侵略國ニ對スル援助拒絶ノ義務ヲ規定スル東歐地方協定ノ急速ナル實現ノ必要ヲ何等減少スルモノニ非サルコトヲ認ム兩國政府ハ此ノ目的達成ノ爲最適當ナル外交手段ノ發見ニ引續キ協力スルコトニ決セリ  
兩國代表ハ以上ノ共同決議ヲ公表スルト共ニ右ハ兩國力一體トナリテ建設の工作ニ專念セルコトヲ公示スルモノニシテ右工作力他國ノ參加ヲ排除スルモノニ非サルノミナラス關係諸國ノ誠意アル協力ニ依リテノミ完全ナル實現ヲ見ル

ヘキモノナルコトヲ責任ヲ以テ聲明ス

96 昭和10年9月17日 在ラトビア佐久間(信)臨時代理公使より

広田外務大臣宛(電報)  
ルーマニアの対ソ相互援助条約締結に同国外相は積極的だが皇帝、軍部等の反対があるので困難との在ラトビアルーマニア公使の内話について

リガ 9月17日後発

本省 9月18日前着

第二九號(極秘)

反蘇的ニシテ「チツレスコ」外相ノ親蘇政策ト意見合ハサル當地羅馬尼公使「スツルザ」侯(消息通ノ一人ニシテ本官ト昵懇)ハ在波蘭公使ト同様召還セラルコトトナレル

處十七日離任挨拶ノ爲本官ヲ來訪セル際左ノ趣旨ヲ内話セリ  
「メール」問題ハ相當重大化スル懸念アリ蘇聯ハ東歐協定ニハ見切ヲ着ケタルモノノ如ク「リトヴィノフ」ハ最近「ダニユーブ」協定ヲ纏メント努力シツツアリ羅蘇相互援助條約ニ付テハ「チツレスコ」ハ之ヲ成立セシメント努メ居ルモ羅國皇帝ハ餘り御贊成ナラス殊ニ羅馬尼軍部ハ大イニ反対シ居リ而モ「チ」ハ軍部ト關係密ナラサル故自分ハ同條約ノ成立ハ相當困難ト考ヘ居レリ尙「ブカレスト」ニ歸還後ハ極力同條約ニ對シ邪魔スヘシ  
在歐各大使、羅、致、奧、波蘭、瑞典ヘ暗送セリ